

令和4年度第2回帯広市地域密着型サービス運営委員会議事概要

日 時 令和4年8月29日(月)午後7時00分～午後8時10分

開催方法 ZoomによるWeb会議

出席委員名 井出委員、佐藤委員、杉野委員、鈴木委員、但木委員、鳴海委員、野尻委員(五十音順)
事務局

地域福祉課 永田課長、宮腰課長補佐、中山課長補佐、北野主査、稲場主任、
小沢主任、鈴江主任補、黒沼主任補

介護高齢福祉課 佐藤課長、野原主幹、高橋課長補佐

1 会議結果

1) 報告事項1 地域密着型(介護予防)サービス事業所の指定状況について

資料報告事項1に基づき、令和4年8月1日現在の指定状況について報告した。

2) 報告事項2 地域密着型サービス事業所で発生した高齢者虐待について

資料報告事項2に基づき、行政指導内容と今後の流れについて報告した。

2 主な質疑、意見等の概要

報告事項1

地域密着型通所介護事業所の廃止の理由は把握しているか?コロナの影響もあったのか?

(委員)

→コロナの影響ではなく、融資が打ち切られたことにより、事業所の資金繰りが困難となりサービスを継続できなくなったためと伺っている。(事務局)

報告事項2

ご家族からの相談(通報)の前に、施設側から行政への報告はあったのか?(委員)

→施設からの報告がなかったため、監査において確認した。ご家族への説明と謝罪後に行政への報告を行う予定であったと伺っている。監査の際に、作成途中の報告書も確認しており、あくまで、ご家族への説明と謝罪を最優先にしたとのことである。(事務局)

施設職場では人材不足が要因の一つになっていると考える。自分自身、夜勤の経験は無いが、今回の事例については夜勤の数が多いと感じるがどうか?(委員)

→夜勤の数は、一人あたり7、8回と伺ったが、他の方も同様と考えると多い印象。夜勤の数からも人員不足が読み取れるのではないか。(委員)

□介護業界全体が、人材の確保が非常に厳しい状況。ハローワークからは、ほとんど入ってこない。人材を確保しようとするとお金をかけて募集をかけないと確保できない状況であり、年収の25%~30%相当分を人材紹介会社に払わなければいけない状況。コロナの状況で少しは介護業界に人材が流れてくるかと思っただ、コロナ前と変わっていない状況である。(委員)

□勧告などの行政指導を行っても、根本の人材不足は解決しないのではないか。人数が少ないことは仕方がないこととしてとらえるべきなのか。帯広市は今後どのように対応するのか？監査や勧告を行うのみか？(委員)

→市町村においては、事業所の処分に対し適性かどうかを判断する権限は持っておらず、介護保険法に基づき、適切な対応を求めるための指導を行うことにとどまるため、人員不足については人員不足の問題として捉え、対応すべき問題と考える。ただ、今回のケースについては、これらのことを受け当該事業所に常勤の職員を増やしたことを確認しているため、改善につながったものと捉えている。今後は、改善報告書を求め、適切に改善されているかを再度監査を実施して、確認する予定である。(事務局)

□人員不足が今回の虐待に至った背景として関係はしていると思うが、人員不足はどこの事業所も抱えている課題。そのうえで、このようなことが起きないように事業所の努力が重要になると思う。研修を実施したり、風通しのよい環境づくりによりストレスなどの解消が重要と考えるが、コロナ禍においては、職員間の交流が減少するなど、なかなか難しい現状もある(委員)

□加害者の方の処分については法人において決定しているのか？(委員)

→コンプライアンス委員会及び懲罰委員会が開催され就業規則に基づき処分。また同法人内での異動、上級職監督による再教育を行っていると言っている。(事務局)

□高齢者の虐待において刑事罰との線引きはあるのか？(委員)

→市町村が行う高齢者虐待に対する対応については、高齢者の権利権益の擁護を目的に高齢者虐待防止法に基づく事実確認や権限行使を行うものであり、警察の行う犯人・犯行の捜査や処罰を目的とした刑法の適用とは目的も手法も異なるもの。(事務局)

→関連するが、市の対応も含め家族からの訴訟等はないか？(委員)

→法人がご家族に説明、謝罪に伺った際に、「訴訟等は考えていない」ということを法人が確認している。また、被害者においても変わらず当該事業所を利用している状況。(事務局)

→刑事罰になるとすれば、家族からの訴訟又は、法人内での訴訟のいずれかになるのかと思う。施設側の処分は既に決定していること、家族からの訴訟も考えていないとのことであり、今回のケースについては刑事罰の流れにはならないのかと思う。(委員)

□今回の「人格尊重義務違反」に対する今後の流れと本委員会の役割について確認したい。

(委員)

→今回の委員会において、「改善勧告」相当としての判断にご意見をいただき、了承が得られれば、フローチャートの流れに沿って対応。勧告内容を北海道と相談したうえで作成し、行政指導に当たる勧告文を管理者に通知。その後、勧告文の内容が改善されているかを監査において確認し、密着運営委員会において報告し終結の判断を伺う予定である。(事務局)

□改善勧告以外の処分は何があるのか？(委員)

→9ページのフローチャート下部にある改善勧告以降、「改善命令」、「指定の効力の全部または一部停止」、「指定の取消」が考えられるが、これまでの事例と比較しても改善勧告による行政指導が適切と考える。(事務局)

3 その他

次回の開催について、地域包括支援センター運営協議会と合わせ、2月下旬に定例開催を予定している。会長と日程調整し、各委員に通知する。

以上 午後8時10分 閉会